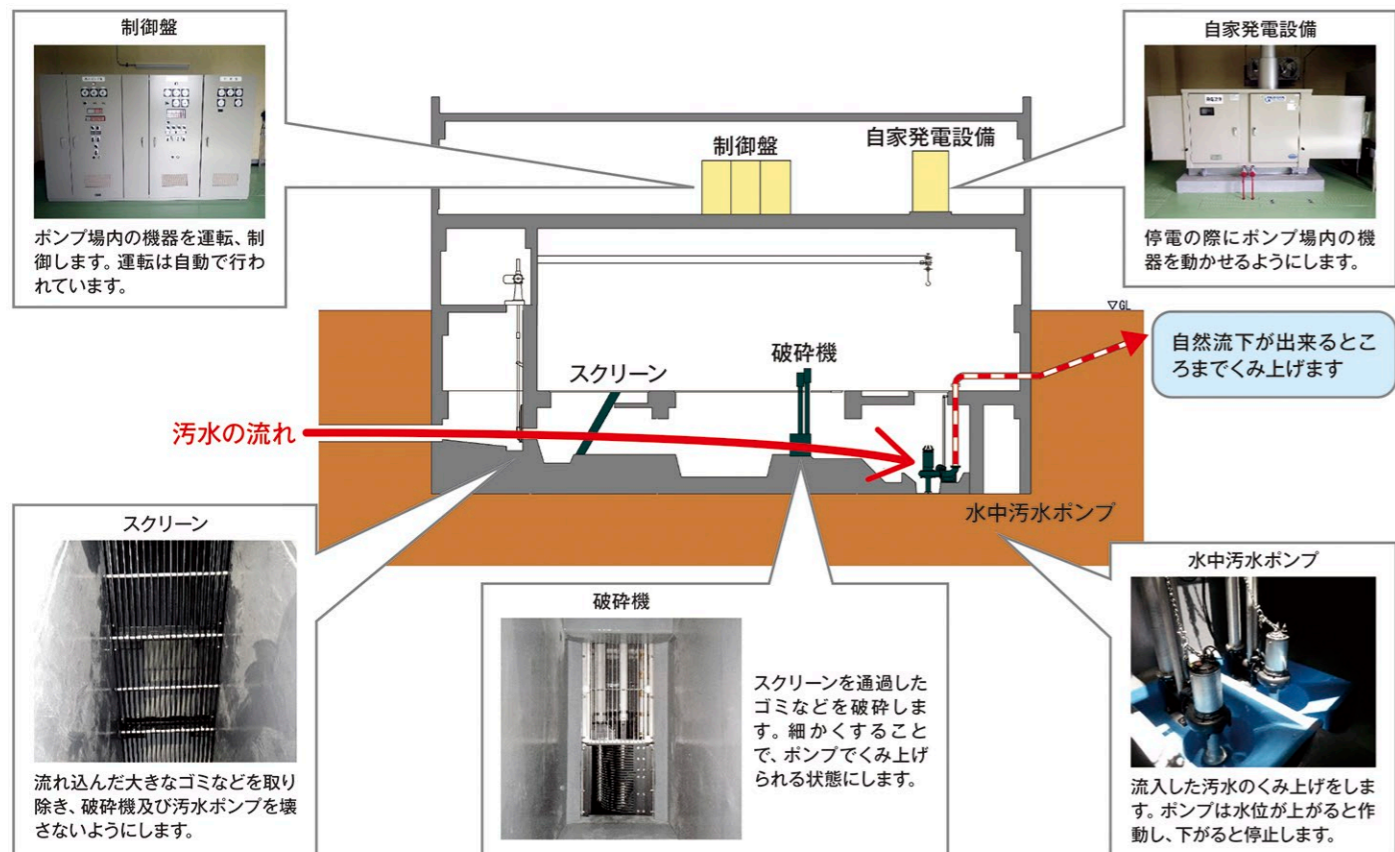


汚水中継ポンプ場のしくみ

汚水中継ポンプ場は地形上、汚水の自然流下（高いところから低いところに水が流れる現象）が困難な場所において、ポンプによる圧力で自然流下が出来るところまで汚水をくみ上げている施設です。

汚水中継ポンプ場の建物の中に設置されている主な設備を紹介します。

汚水中継ポンプ場(下和田中継ポンプ場)



●問い合わせ先 下水道局施設課 (電話 027-321-1289)

不審な業者にご注意を

市から依頼を受けた業者が、突然ご自宅を訪問することはありません。業者が訪問する場合は、あらかじめ区長を通じ、回覧などで委託業者名や訪問調査の内容をお知らせします。業者が営業活動で突然訪問して排水設備の点検や清掃、修繕を勧められても、必要がなければきちんと断りましょう。



●問い合わせ先 下水道局維持管理課 (電話 027-321-1290)

蛇口から赤い水?

水を飲もうと蛇口をひねったら、赤色の水道水が出てきて驚いたことはありませんか?

原因は、水道管内部の鉄サビと思われます。水道本管の緊急工事で断水となっていた場合や火災により消火栓を使用したときなどに、水の流れる速さや方向が変わることによって水道管内部の鉄サビが動いて、赤い水が蛇口から出てくることがあります。

また、宅地内の水道管(=給水管)が使用年数の長い鉄管の場合、給水管内部にサビが発生していて、夜間など長時間水を使用しないと水が管内に留まります。水がその間にサビを取り込み、赤い水となって蛇口から出てくる場合があります。赤水が出てきたら外の散水栓などで通常の透明な水になるまでしばらく水を流し、透明な水になったら飲用に使ってください。

蛇口をひねるたびに赤水が出たり、しばらく水を流しても赤水が改善されない場合は、給水管の取替が必要なので高崎市指定工事店に相談してください。もし、誤って赤い水を飲んでしまった場合でも、鉄はもともと人体に有用な金属であり、さらに人体にほとんど吸収されませんので心配ありません。



▲ 赤水の様子

※高崎市指定工事店は水道局のホームページ

(<https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2022051800048>)

に掲載されている指定給水装置工事業者一覧表を参考にお探しくささい。指定給水装置工事業者一覧



●問い合わせ先 水道局工務課 (電話 027-321-1284)

検針票の表示が変わります

令和5年10月1日からインボイス制度が施行されます。高崎市水道局では、検針票(使用水量のお知らせ)をインボイス制度に適用するため、税表示の変更や水道事業会計の登録番号を記載します。

使用水量のお知らせ		
お客様番号 0000-000000-0000		
高松町35-1		
高崎 太郎 様		
使用期間: 令和5年7月~令和5年8月 (6/1-8/1使用分)		
水道料金	下水道使用料	請求予定額
1,573 円	1,496 円	3,069 円
※上記の金額には消費税が含まれています。		

使用水量のお知らせ		
お客様番号 0000-000000-0000		
高松町35-1		
高崎 太郎 様		
使用期間: 令和5年7月~令和5年8月 (6/1-8/1使用分)		
水道料金	下水道使用料	請求予定額
1,573 円	1,496 円	3,069 円
○内は消費税相当額(適用税率10%)		

▲ 現在

▲ 10月以降

●問い合わせ先 水道局料金課 (電話 027-321-1283)